

9. 手当・年金

特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給される手当です。次の1～7の障がいがあるか、それと同程度以上の状態であり、国で定める基準に該当する方が対象です。障がいの状態を確認するため、申請後、家族の立会いのもと調査を行います。申請をする前にお問い合わせください。

◆障がいの範囲と程度

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。
- 2 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
- 3 両上肢に著しい障がいを有するもの、または両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることが出来ない程度、または立ち上がることが出来ない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの

●支給額 ※手当額は毎年見直されます。

月額30,450円（令和8年4月現在）

●支給月

2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込み）

※申請のあった月の翌月分から支給の対象となります。

●支給要件

- ・施設（特別養護老人ホーム）に入所していないこと
- ・病院等（老人保健施設含む）に3か月を超えて入院していないこと 等
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること 等

●申請に必要なもの

- ①診断書 ②通帳（障がい者本人名義） ③障害者手帳（お持ちの方）
- ④障害基礎年金証書または年金振込通知書（本人のみ）
- ⑤マイナンバーのわかるもの

※受給者が死亡した際は死亡診断書、請求される方の通帳が必要となる手続きがありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給される手当です。次の1～10の障がいがあるか、それと同程度以上の状態であり、国で定める基準に該当する方が対象です。障がいの状態を確認するため、申請後、家族の立会いのもと調査を行います。申請をする前にお問い合わせください。

◆障がいの範囲と程度

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの。
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のももの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のももの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの
- 10 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

●支給額 ※手当額は毎年見直されます。

月額16,560円（令和8年4月現在）

●支給月

2・5・8・11月（前3か月分を年4回本人の指定口座に振り込み）

※申請のあった月の翌月分から支給の対象となります。

●支給要件

- ・施設入所していないこと
- ・障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと 等
- ・扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること 等

●申請に必要なもの

- ①診断書 ②通帳（障がい児本人名義） ③障害者手帳（お持ちの方）
- ④マイナンバーのわかるもの

※受給者が死亡した際は死亡診断書、請求される方の通帳が必要となる手続きがありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを事由として公的年金を受けることができる場合は支給されません。

●支給額（所得に応じて支給停止の場合あり） ※手当額は毎年見直されます。

1級（重度）児童1人につき月額58,450円（令和8年4月現在）

2級（中度）児童1人につき月額38,930円（令和8年4月現在）

●支給時期

4・8・11月に指定の口座に振り込み（申請のあった月の翌月分から支給の対象）

●申請に必要なもの

①請求者及び対象児童の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③振込先口座申出書

④診断書（身体障害者手帳または療育手帳により省略できる場合有）

⑤マイナンバーのわかるもの（請求者、対象児童、扶養義務者のもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

児童扶養手当

父または母が一定の障がいの状態にある児童（18歳になる年の年度末までの児童、または20歳未満で国の定める障がいの状態にある児童）を養育している方に支給されます。

ただし、国内に住所がない場合や、児童が福祉施設等に入所している場合は支給されません。

●支給額（所得に応じて支給停止の場合あり） ※手当額は毎年見直されます。

1人目の児童 月額48,050円～11,340円

2人目の児童 月額11,350円～5,680円

3人目以降1人につき 月額11,350円～5,680円

●支給時期

1・3・5・7・9・11月に指定口座に振り込み（申請のあった月の翌月分から支給の対象）

●申請に必要なもの

①請求者及び対象児童の戸籍謄本 ②基礎年金番号がわかるもの

③健康保険者証または資格確認書 ④請求者名義の通帳

⑤マイナンバーのわかるもの（請求者、対象児童、扶養義務者のもの）

【問い合わせ先】 こども家庭センター家庭支援班 TEL:0187-73-6811
各支所市民サービス課（50ページ）

障害基礎年金（国民年金）

国民年金加入中に病気やけがで一定の障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等により政令で定められている障がい（国民年金の障がい等級1級、2級）の状態になった場合に、障害基礎年金が支給されます。

◆受給要件

- 1 初診日において、国民年金の被保険者であること。または被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所のある方。
- 2 初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。ただし、初診日が令和18年3月末日までにあるときは、初診日において65才未満で、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
- 3 障害認定日（初診日より1年6か月を経過した日、または症状が固定した日）に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること。
- 4 20歳前に初診日がある場合は、20歳に到達したとき「3」の要件を満たしていること。ただし、本人の所得制限あり。

●支給額（令和8年4月現在）

1級…年額1,059,125円 2級…年額847,300円

●子の加算額

第1子・第2子 …1人につき243,800円
第3子以降 …1人につき81,300円

【問い合わせ先】 保険年金課保険年金班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

※障害厚生年金については大曲年金事務所にお問い合わせください。

TEL:0187-63-2296

◆特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 保険年金課保険年金班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛金を納付することにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

●加入対象者

次のいずれかの方を扶養している県内在住の65歳未満の保護者

①知的障がい者

②身体障がい者（1級～3級）

③精神または身体に永続的な障がいのある方で、①または②と同程度と認められる方

●掛金

1口につき月額9,300円～23,300円（加入時の年齢で額が決まります。）

●支給額

1口当たり月20,000円

●申請に必要なもの

①障害者手帳 ②加入者と障がい者の住民票

【問い合わせ先】 大仙保健所 TEL:0187-63-3403

自動車事故被害者援護制度

自動車による交通事故が原因で「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいがあり、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給する制度です。

●介護料等の支給

支給額（月額）は認定された種別ごとに

特Ⅰ種 99,810円～226,330円

Ⅰ種 85,390円～177,950円

Ⅱ種 42,700円～88,980円

●交通遺児等生活資金貸付

交通遺児等の方に生活資金を無利子で貸付けします。

【問い合わせ先】 独立行政法人自動車事故対策機構 秋田支所 TEL018-863-5875